

生駒市規則第 2 2 号

生駒市市民サービスコーナー規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 6 月 2 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市市民サービスコーナー規則等の一部を改正する規則

(生駒市市民サービスコーナー規則の一部改正)

第 1 条 生駒市市民サービスコーナー規則(平成 8 年 1 0 月生駒市規則第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「生駒市鹿ノ台地区公民館市民サービスコーナー」を「鹿ノ台ふれあいホール市民サービスコーナー」に改める。

(生駒市公印規則の一部改正)

第 2 条 生駒市公印規則(平成 9 年 3 月生駒市規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表の専用公印の表の 7 の 2 の項中「生駒市鹿ノ台地区公民館市民サービスコーナー」を「鹿ノ台ふれあいホール市民サービスコーナー」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 3 条 給料等の支給に関する規則(昭和 3 2 年 7 月生駒市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 5 第 1 項の表の 3 の項中「図書会館の会館長」を「図書館の館長」に改め、同表の 5 の項中「中央公民館の館長、芸術会館の館長、南コミュニティセンターの館長、北コミュニティセンターの館長、図書会館の副会館長」を「図書館の副館長及び分館長」に改める。

(生駒市予算規則の一部改正)

第 4 条 生駒市予算規則(昭和 4 0 年 1 月生駒市規則第 1 号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条第1号中「図書館館長」を「図書館長」に改める。

(生駒市会計規則の一部改正)

第5条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中央公民館長、南コミュニティセンター館長、北コミュニティセンター館長、図書館館長、図書館副館長及び芸術館館長」を「図書館の館長、副館長及び分館長」に改める。

別表第1教育委員会中央公民館長の項から教育委員会北コミュニティセンターの館長の項までを削り、

教育委員会図書館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—

を

教育委員会図書館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会図書館南分館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会図書館北分館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—

に

改める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。